資料３

「福岡市立霊園における合葬墓等構想委員会」に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は，「福岡市立霊園における合葬墓等構想委員会」（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の目的）
第２条　委員会は，福岡市立霊園における合葬墓等の今後の整備･運営を検討するにあたって専門的・技術的見地から，市に対して情報の提供，助言等を行うことを目的とする。

（委員）
第３条　委員の人数は，５名以内とする。
２　委員は，専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）
第４条　委員会では，委員の互選により，委員長を選任する。
２　副委員長は，委員長の指名とする。
３　委員長は委員会を主宰する。
４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（委員会）
第５条　委員会は，市長が開催する。

（情報公開）
第６条　委員会は，原則として公開とする。ただし，特定の法人又は個人の情報であって，公にすることにより，当該法人又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（以下「非公開情報」という。）に触れる等，委員会を非公開とすべきであると市長が認めたときは，委員会を非公開とすることができる。
２　議事録については，前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。
３　委員会の傍聴に係る手続その他傍聴に関して必要な事項は，別に定める。

（議事録）
第７条　委員会の議事録は，委員会の議題又は論点ごとの経過を明らかにした要点筆記とする。

（任期）
第８条　委員の任期は，平成３１年３月３１日までとする。

（守秘義務）
第９条　委員会を非公開で行う場合は，委員及びその他委員会に出席した者は，委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（雑則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，市長が定める。

附則　　この要綱は，平成２９年７月２５日から施行する。